

選択型臨床実習 (Selective Clinical Practice)

【責任者/担当者】

〔臨床教育統括センター〕 池内 浩基 臨床実習統括責任者、平野 公通 卒後研修室長

〔医学教育センター〕 庄司 拓仁 講師

【担当者】

学外教員(臨床教育教授・准教授・講師等)

【学外臨床実習】

第一線の病院での診療の実際、プライマリーケア、各病院での特色のある医療、診断・治療における現場での優先順位の考え方、コメディカルスタッフとの関係、患者サービスなど大学病院とは異なる経験をすることを目的とする。緊張感をもち、積極的な態度で実習に臨むこと。卒業には修了が必須である。

予防接種・健康診断

必ず健康診断受診のこと。また、B型肝炎ワクチン接種、インフルエンザワクチン接種(2022年11月10日(木)午後5時までに本学で接種もしくは接種証明を提出のこと)、QFT(クオンティフェロン検査)は原則として必須。また、四種ワクチンについても接種済み(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎)であること。詳細は兵庫医科大学病院および、実習先に準じた「感染性疾患防止対策」を参照すること。新型コロナウイルスのワクチンについては大学の指示に従うこと。指示に従わない場合は実習できない。その他受け入れ先病院の基準によって実習できない場合もある。

実習先の決定

選択する病院は地域医療・総合診療を学修する病院と比較的ベッド数が多く専門診療を学修する病院の2群に分ける。両郡に分けて希望調査を行い、それぞれ必ず実習を行う。なお、既定の期日までに希望提出がない場合は、実習参加の意思がないとみなし、不合格とする。

病院の選択、振り分けについては大学で行うが、希望通りにはいかない場合もある。アウトカム評価優良者を優先する。

評価

・学外病院には学生の安全確保、出欠管理、簡単な評価をお願いする。

学生は自己点検表(所定用紙)を実習最終日に各病院の指導者に提出し、サインを得る。Moodleを用いた経験症例、経験症候の入力は継続すること。指導医の承認は不要とする(自己点検表に確認欄を設ける)。

・理由の如何を問わず、欠席した場合は欠席日数分の補習を行う。

・成績判定は翌年度第6学年次科目として判定する。不合格の場合は卒業できない。他に卒業判定の参考となるメック冬模擬試験の受験資格剥奪、卒業判定保留、あるいは卒業試験受験資格剥奪などの処分、卒業総合試験からの減点などが教務委員会や教授会の議を経て決定される場合があるので、注意すること。

身だしなみの注意

学生は、患者さんを診察するのに相応しい服装、髪型、履物を身につける。判断の基準は、患者さんの立場において、不審、不快でないと思われること。不適切な学生は参加させない。または評価を減点する。

〈白衣(ケーシー)、名札〉

- ・こまめに洗濯し、交換すること。しわ、汚れやしみのあるもの、破れたものは着用しない。
- ・ずり落ちたズボンなどサイズの合わないものは着用しない。裾上げ等を必ず事前にを行うこと。
- ・半袖ケーシーの襟や袖からアンダーシャツ、長袖を出さない。厚手の下着等で調節すること。
- ・肌、下着、Tシャツ等の柄などが白衣やケーシーから透けてはならない。
- ・名札は必ず着用し、胸の位置につける。首からかけるタイプは不可。

〈履物〉

- ・白色の運動靴、上履きを着用(サンダル、スリッパ、下駄、合成樹脂性の履物は不可)。
- ・靴下は必ず着用し、白色を原則とする。くるぶしが十分隠れるものを着用すること。

〈頭髪〉

- ・感染予防の観点から白衣に付着させない。
- ・寝癖や乱れを整える。
- ・茶髪の染髪、染髪を隠す黒彩は不可。
- ・女子で白衣にかかる場合は髪をまとめ、ポニーテールではなくお団子にすること。
まとまりにくい場合はヘアピンやネット等を使用し、髪が飛び出さないようにする。
- ・男子は髪が襟にかからないこと。(後ろでまとめるのは禁止)
- ・男女とも長い前髪は不可。

〈その他禁止事項〉

- ・ペインティングした爪
- ・アクセサリー、過度の化粧や香水
- ・カラーコンタクト
- ・刺青、タトゥー
- ・すべての種類のひげ、長いもみあげ
- ・喫煙

- ・白衣での外出など

〈マスクについて〉

- ・マスクは原則として大学配布のマスク、もしくは白色で一定の性能を有するマスク(不織布製)を着用すること。

(付記)

- ① 針刺し事故などへの対応は、原則として第4～5学年次臨床実習、学外臨床実習に準ずる。
- ② 実習に係る大学、病院等への支払い経費は原則として大学負担とするが、交通費は自己負担とする。
- ③ 患者さんとのいさかい、医療関係者、研究指導者などとのトラブルは厳禁である。内容によつては懲罰、不合格もあり得る。ただし、著しく不合理な場合は速やかに大学に申し出ること。
- ④ 本実習は医師としての資質醸成を第一線病院で完成させ、評価するものである。従つて本実習期間以外であつても医学生として相応しくない事象があつた場合は、教務委員会の審議を経て履修不可とする場合がある。
- ⑤ 各病院での電子カルテなど病院情報システム及びPACSシステムの利用にあたつては、所定の規約、取り決めを守ること。違反があつた場合には、原則として本学規定に則り処分する。
- ⑥ 白衣、術衣、スクラブなどのまま学外の実習施設外へ出ること、店舗の利用などは厳禁。上に上着やコートなどを着用しても不可。
- ⑦ 実習中は当然禁煙である。学外の実習施設も禁煙エリアである。白衣着用のまま飲食店などで喫煙した場合も厳罰に処す。必ず禁煙誓約書を提出のこと。身だしなみについては後の記載を参照すること。
- ⑧ 実習中におけるアンプロフェッショナルな行動が報告された場合は、規則に基づき処分を行う。なお悪質な場合は一度でも教務委員会で審議の上、下記評価を行う場合がある。
 - ・不合格(6年次留年)
 - ・進級(卒業)判定における教育的配慮を行わない。